

個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人広域重度ケア連携機構（以下「当法人」という。）の定款第49条の規定に基づき、当法人が取り扱う個人情報の適正な取得、利用、管理及び保護に関し必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の定めるところによる。

2 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の障害、病歴、疾病、医療的ケア、心身の機能の状態、診療・調剤情報その他個人情報保護法第2条第3項に定める情報をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、当法人の役員、職員（雇用形態を問わない。）及び当法人の業務に従事するすべての者に適用する。

第2章 管理体制

(個人情報保護管理者)

第4条 当法人に個人情報保護管理者を置き、理事会の決議により理事の中から選任する。

2 個人情報保護管理者は、この規程の実施及び運用に関する責任と権限を有し、安全管理措置の整備及び従事者への教育を行う。

第3章 取得及び利用

(利用目的の特定及び取得の制限)

第5条 当法人は、個人情報を取り扱うに当たり、利用目的をできる限り特定し、その達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行い、利用目的をあらかじめ公表し、又は取得後速やかに本人に通知し、若しくは公表する。

(要配慮個人情報の取得)

第6条 要配慮個人情報は、法令に基づく場合等を除き、あらかじめ本人（本人が未成年者等である場合はその保護者等。以下同じ。）の同意を得ないで取得してはならない。

2 支援対象者の身体状態、生活状況、バイタル、医療的ケア記録、支援記録、発達・成長記録等を取得する場合は、利用目的、共有先の範囲及び本人の権利を書面又は電磁的方法により明示し、同意を得るものとする。

(利用目的の範囲内の利用)

第7条 当法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。

第4章 安全管理

(安全管理措置)

第8条 当法人は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講ずる。技術的安全管理措置の細目は、情報セキュリティ規程の定めるところによる。

(従事者の監督及び秘密保持)

第9条 当法人は、個人データを取り扱う従事者に対し、必要かつ適切な監督を行う。従事者は、業務上知り得た個人情報を、在職中及び退職後においても、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(委託先の監督)

第10条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先の選定基準を定め、秘密保持及び安全管理に関する事項を含む契約を締結し、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

第5章 第三者提供

(第三者提供の制限)

第11条 当法人は、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるときその他個人情報保護法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

2 支援に関する多職種連携のため、医療機関、福祉事業者、行政機関等と個人データを共有する場合は、共有先の範囲、共有する情報の項目及び利用目的をあらかじめ本人に明示し、同意を得るものとし、共有の記録を作成し保存する。

第6章 開示等の請求

(開示、訂正、利用停止等)

第12条 当法人は、本人から保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用停止等の請求があったときは、個人情報保護法の定めるところにより、遅滞なく対応する。

(苦情への対応)

第13条 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談に対応する窓口を設置し、適切かつ迅速に処理する。

第7章 漏えい等への対応及び雑則

(漏えい等事案への対応)

第14条 個人データの漏えい、滅失又は毀損その他の事案が発生し、又は発生のおそれがあるときは、従事者は直ちに個人情報保護管理者に報告し、当法人は、事実関係の調査、被害の拡大防止、原因の究明及び再発防止策を講ずるとともに、個人情報保護法の定めるところにより個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行う。

(教育・研修)

第15条 当法人は、役員及び職員に対し、個人情報の保護に関する教育・研修を定期的実施する。

(改廃)

第16条 この規程の変更及び廃止は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この規程は、令和〇年〇月〇日開催の理事会の決議により制定した。